

令和 4 年 8 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 4 年 8 月 2 5 日（木）午後 2 時 3 0 分

場所：F プレイス 3 階 3 0 7 会議室・3 0 8 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和４年８月２５日（木）、Ｆプレイス３階 ３０７会議室・
３０８会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	井 上 哲 夫	１５ 番	落 合 喜 治
２ 番	三 上 健 一	１６ 番	北 村 利 夫
３ 番	井 出 茂 康	１７ 番	吉 川 誠
４ 番	齋 藤 義 治	１８ 番	櫻 井 一 雄
５ 番	小 林 正 幸	１９ 番	宮 治 時 男
６ 番	飯 田 芳 一	２０ 番	佐 川 俊 夫
７ 番	上 田 洋 子	２１ 番	佐 藤 智 哉
８ 番	加 藤 義 一	２２ 番	澤 野 孝 行
９ 番	田 代 恵美子	２３ 番	平 川 勝 昌
１０ 番	吉 原 豊	２４ 番	神 崎 享 子
１１ 番	山 口 貞 雄	２５ 番	福 岡 則 夫
１３ 番	西 山 弘 行		
１４ 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

１２ 番	加 藤 登
------	-------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	永 田 誠
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | | | |
|-----|---|-----|-----|--|
| 日程第 | 1 | 議案第 | 33号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 34号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 3 | 報告第 | 10号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 35号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 5 | 議案第 | 36号 | 非農地証明願について |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 37号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 | 7 | 議案第 | 38号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 | 8 | 報告第 | 11号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について |
| 日程第 | 9 | 議案第 | 39号 | 令和4年度最適化活動の目標の設定等について |

開会 午後２時３０分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数２５名、出席者数２４名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ、新型コロナウイルスの感染者が、またまた増えてまいりまして、藤沢市においてもかなりの方が感染をしております。また、感染された方が、だんだん身近になってきています。以前は、コロナになった方にはほとんどお会いすることはなかったのですが、このところ何人かコロナになったということを経験したこともございます。

これからは、もっともって身近になって、あるいは風邪と同じように感染される方が非常に多くなってくるのではないかなと思っております。皆様方もぜひ御注意願いたいと思います。

また、先日は、湘南地区の農業委員会連合会の研修会に御参加をいただきましてありがとうございました。

その中でも、農地法が２００９年（平成２１年）に大きく改正をされまして、農地の「所有から利用」へということで大幅な改正がされました。

また、ここへ来て、来年の４月から、また変わるのではないかとということがうわさをされております。一番気になりますのが、農地の取得の下限面積、これが来年４月からはゼロになるのではないかとことが言われております。これがゼロになって、どういう影響が出てくるのかということは、まだ予想はできませんけれども、下限面積がなくなるということは、かなりの農地の流動性というものが出てくるのではないかなと思っております。

また、そのほかにも、毎月この総会の席でも行っております利用権の設定が

ございますが、この利用権の設定も、農地バンクのほうに移行して、そちらでやるような形になろうかと思いますが、これもまだ、はっきりしたことはわかりませんで、未知数の部分がございます。

このように、農地法等もかなり改正されることが、今後予想されますので、皆様方も関心を持っていただき、御注意願いたいと思っております。

それでは、8月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（永田 誠上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により2番、三上健一委員と3番、井出茂康委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、六会・長後。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5人。所有面積、243a。耕作面積、255a。譲渡人、住所氏名、記載のと

おり。当該農地、地番、長後、8筆。地目、全て田現況畑。地積、8筆合計2,775㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、163a。耕作面積、172a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後、6筆。地目、全て畑。地積、6筆合計3,509㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

1番、井上委員。

1番（井上哲夫委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、引地川にかかる「大山橋」から南東に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、長後などで露地野菜や水稻の生産などにより農業経営を行っております。

このたび農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、水稻及びサツマイモなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意

1 番、井上委員。

本件の申請地は、「長後憩いの森」から北東に約250mの土地になります。

譲受人は、長後で露地野菜や果樹の生産により、農業経営を行っています。

申請地については、リンゴ・ミカン・ブドウを生産する計画です。

以上であります。

議案第 33 号について、許可することに御異議はございませんか。

次に移ります。

事務局の説明を求めます。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、

15a及び4a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、長後、3筆。地目、全て田現況畑。地積、3筆合計639㎡。転用目的、貸資材置場。立地基準、第2種農地。農用地区域除外日、平成2年3月31日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

1番、井上委員。

1番（井上哲夫委員） 資料は6ページをお開きください。

本件の申請地は、引地川にかかる「長後橋」から南東に約50mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

本件については、現在、藤沢を中心に建設業を営んでいる個人事業主からの要望によるものです。

要望によりますと、今までは資材を現場ごとに置いており、資材置場を所有しておりませんでした。現在、工事依頼が増加し、常置する資材置場が必要となり、適地を探していたとのこと。

規模的にも都合がよく、事務所からのアクセスもよいため、申請地が適地であると判断し、土地所有者である申請者に要望があり、申請者が自ら資材置場を造成し、賃貸するものです。

申請地は、北東側と南東側と南西側が道路、北西側が水道用地になっています。

申請地は南東の道路より低く、南東の道路側に出入口を設ける計画であるため、平均1.3m盛土を行い、南西側と北西側の境界に1m～1.5mの擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は、転圧の上、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請者の代理人と面談し、周囲に残る農地に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導いたしました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

「異議なし」の声多数

次に移ります。

事務局からの説明を求めます。

永田上級主査。

番号１は、借主が、貸駐車場及び貸資材置場へ転用し購入するため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の転用については、日程第４、議案第３５号の「農地法第５条の規定による許可申請について」に上程されております。

番号２は、農地中間管理機構を通し貸借を行うため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の新たな貸付けについては、日程第７、議案第３８号の「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」に上程されております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

8

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第１０号を終了いたします。

次に移ります。

日程第４、議案第３５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森　主任。

事務局（森　大晃主任）　それでは、「農地法第５条の規定による許可申請について」、ご説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、３２ａ。耕作者、同左人。当該農地、地番、用田、８筆。地目、畑及び田現況畑。地積、８筆合計９１０㎡。内容、賃借権設定。転用目的　駐車場。農用地区域除外日、昭和５９年４月２０日。農地種別、用田の２筆は第２種農地、その他は第３種農地になっております。

続きまして、番号２。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、３２ａ。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田、１筆。地目、畑。地積、９０４㎡。内容、所有権移転。転用目的、貸駐車場及び貸資材置場。農用地区域除外日、平成１５年２月２４日。農地種別、第２種農地。

続きまして、番号３。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、１２０ａ。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤、１筆。地目、畑。地積、３４５㎡。内容、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第３種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１６番、北村委員。

１６番（北村利夫委員）　資料は９ページをお開きください。

本件の申請地は、県道横浜・伊勢原線にある「新用田辻」の交差点から北に約200mの土地になります。

申請地の南側の農地の区分は、建築基準法の道路に接しており、水道管及び污水管が埋設されており、近隣には御所見小学校と西山内科クリニックがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

申請地の北側の農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は運送業を営んでおり、現在使用している駐車場が区画整理事業の対象地で立ち退きが必要となり、代替地を探していたところ、規模的に都合がよく、事務所からのアクセスもよいため、申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地は、北側が市の道路用地、西側が県道、東側が水路、南側が資材置場になっております。

また、申請地の間には、「市道 御所見640号線」があります。

南側の資材置場との境界には、既存の擁壁がありますので、これを利用し被害防除とし、西側の県道との境界と出入口を除いた部分については、地上高40cmになるように土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は碎石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、隣接する道路や水路に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 資料は11ページをお開きください。

本件の申請地は、目久尻川にかかる「用田橋」から南東に約250mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は、不動産の賃貸を行っていて、中古車販売業を営んでいる事業者と運送業を営んでいる事業者から、事業規模拡大等により新たに駐車場・資材置場を探しているとの相談があり、事業所からのアクセスもよい申請地が適地であるため、譲受人が駐車場・資材置場に造成し、賃貸するものです。

申請地は、北側が道路、南側が水路、東側が資材置場、西側が雑種地になります。

北側の道路との境界には、既存のブロックがあるため、入口部分のブロックの撤去を行い、東側の資材置場との境界には既存の鋼板がありますので、これを利用し、被害防除とします。

南側の水路との境界には、75cmの離隔をとり、地上高40cmになるよう土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は碎石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、隣接する道路や水路に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

この件に関して、先ほど藤鵠の地区協が行われた際、12ページ、13ページの図面を見ていただくとわかるように、駐車場が空いているときには資材置場にするということですが、その置くものがLPガスのタンクということでございます。LPガスというと、多分危険物になろうかと思いますので、その辺の確認をお願いしたいということで、事務局をお願いをしておきました。

普通でしたら、かなり厳しい火災防止対策がなされると思いますが、この空

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議案第35号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 35 号について、承認することに決定をいたします。

日程第5、議案第36号「非農地証明願について」を上程いたします。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「非農地証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻、1 筆。地目、畑。地積、491 m²。内容、平成 13 年頃から作業所及び駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 19 年航空写真。現地確認日、令和 4 年 8 月 15 日。

続きまして、番号 2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤、1 筆。地目、畑。地積、4 4 0 m²。内容、平成 2 0 年頃から道路の管理地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 2 4 年度、資産税課課税情報。現地確認日、令和 4 年 8 月 1 5 日。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。
当該農地、地番、石川、1筆。地目、畑。地積、575㎡。内容、昭和元年頃
から山林化し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和
4年8月15日。

13

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和４年８月１５日に、地区委員の私、櫻井と、事務局職員で現地調査を行い、申請どおり道路の管理地であることを確認しております。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

9 番（田代恵美子委員） 資料は19ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議案第 36 号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 36 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 6、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の
申し出について」を上程いたします。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第 6、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」説明をさせていただきます。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

何かございましたら、お願いをいたします。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 37 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 7、議案第 38 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

16

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第 7、議案第 38 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号 1 は、7 月 12 日に開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 20 ページからとなります。

当該地では、ブロッコリー等を栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

番号 2 も、7 月 12 日に開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 23 ページからとなります。

当該地では、ハウレンソウ等を栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

番号 3 及び番号 4 は、遠藤で 21 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではナス等を栽培する予定となっております。

番号 5 も、7 月 12 日に開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 26 ページからとなります。

当該地では、ニンニク等を栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

番号 6 も、7 月 12 日に開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 29 ページからとなります。

当該地では、花苗を栽培し、経営していくとのことです。

六会・長後の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

番号7は、先月新規参入した法人の新規借受分ですが、利用権を設定していたところを解約し、中間管理事業にて借り受けるものです。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

今回は、新規就農者がだいたい利用権の設定をしておりますので、その地域の農業委員・推進委員の方は、今後いろいろな助言やアドバイスをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

何かございませんか。

井出委員。

3番（井出茂康委員） 全然関係ないかもしれないのですが、7番のこれは、本人が、自分のつくった会社に、中間管理機構を使って貸して、何かメリットみたいなものは生まれてくるものでしょうか。会社だからということですか。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 法人に貸し付けるメリットとしては、会社の経費で賃借料等がみれるというところがあると思いますけれども、具体的にこの法人がどのような目的で法人名義で借り受けることになったのかというところまでは確認はしていません。

今回、利用権から中間管理に切り替えた理由としましては、雇用就農資金、新規就農希望者を雇用する場合に、雇用者側が補助金を受けることができるようですけれども、その要件として、「中間管理で農地を借り受けていること」というようなメニューがありましたので、今すぐというわけではないのですが、今後そういうものを受ける際に環境を整えておきたいということで、中間管理

以上です。

議長（齋藤義治委員） 農地中間管理機構ですと、幾つかのメリットがございますので、その辺も、皆様方で利用されるときには、ぜひ調べていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

議案第 38 号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 38 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 8、報告第 11 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 本件につきましては、まず１１ページが「農地法第３条の３第１項の規定による届出」となります。

続きまして、１２ページから１４ページまでが「農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が6件、合計9件となっております。

続きまして、15ページから16ページまでが「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」となります。

以上で説明を終わります。

日程第 9、議案第 39 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」
を上程いたします。

草柳主幹。

こちらは、先月上旬をさせていただきまして、その際に、1人の1月当たりの活動日数について、近隣市町の状況を確認してほしいという御意見がありましたため、保留になっていた案件です。

事務局としましては、案として7日ということで上程をさせていただいております。それ以外のところにつきましては、先月と同様の内容になっております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりました。

それでは、意見がございましたら、お願いをいたします。

これは、先月の総会でも説明をしましたが、活動の目標の中の「活動日数」ということで、前は10日でしたが、今回「7日」ということが出てまいりました。それに対して何か御意見がございましたら、お願いをいたします。

山口委員。

11番（山口貞雄委員） 今の事務局の説明でいきますと、7日のほうが、というようなニュアンスでお聞きしましたが、全体では、藤沢市管内では、それはいいのかなとは思いますが、当鵜沼なり村岡を含めて市街化が進んでいるところでの農業指導あるいは相談を受ける件数は、そんなに多くはないということで、事務局のお考えがどういうことかわからないのですが、差し支えなければ6日ではだめでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 確かに南部地域の委員さんは、活動するのがなかなか難しいというお話は理解できると思いますので、これを6日にしてはだめなのかということでは全然ありませんので、皆様の総意で6日がよいということであれば6日に修正をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤義治委員） いかがですか、今6日のほうがいいのではないかという意見も出ましたが、近隣の市町村を見ますと、7日前後が多いということで7日しましたけれども、その辺の日数の件はどうでしょうか。6にするか7にするかです。

5番（小林正幸委員） 農業委員の人数も、やはり面積に比例しているんですよね、たしか。

10番（吉原 豊委員） 確かに御所見とか、あちらのほうはたくさんあると思うんだけどね。

議長（齋藤義治委員） これは、藤沢市一本で出すわけですね。

事務局（草柳真治主幹） そうです。藤沢市の目標として出すわけですので、例えば

南部の地区の委員さんは少ないとか、そういうことはなかなか設定できない仕組みになっているので、藤沢市全域として、このあたりが適当だなというところで決めていくのが一番いいのではないかと思いますので、6日ということであれば、それに修正をさせていただきますが。

議長（齋藤義治委員）　いかがですか。

藤沢市全体から見たら7日ぐらい、意見をまとめれば7日ぐらいかなということを感じますが。

事務局（草柳真治主幹）　ほかの市町は6日から7日というところですので、6日にしたからといって、少なくて目立ってしまうとか、そういったことはないのかなとは思いますが。

議長（齋藤義治委員）　吉原委員どうぞ。

10番（吉原 豊委員）　例えば6日にするにしても、その人が6日をオーバーしたって、別にいいんでしょう、それは。

事務局（草柳真治主幹）　これは、あくまで目標ですので、それをオーバーするには全然構わないですし、例えばその月の活動日数が6日に届かなかったということであっても、それが原因で何かペナルティーがあるとか、そういったことはありません。

10番（吉原 豊委員）　はい。

事務局（草柳真治主幹）　ただ、ペナルティーがないからといって1日しかやらなかったとか、こういった話だと、またちょっと目立ってくることはあるかもしれないですけども。

議長（齋藤義治委員）　ちなみに湘南地区と言われている茅ヶ崎市、寒川町、鎌倉市はどういう状況ですか。

事務局（草柳真治主幹）　ちなみに茅ヶ崎が7日で、寒川が6日です。

議長（齋藤義治委員）　鎌倉はどうですか。

事務局（草柳真治主幹）　鎌倉は、まだ出していないですね。

議長（齋藤義治委員）　それでは6日で行きますかね。

「6日でもいいのではないか」という発言多数

「異議なし」の声多数

事務局（草柳真治主幹） はい。

一応今後の予定としましては、各委員さんにも、その活動の報告をしていたく形になりますけれども、また来月以降、それにつきましては、改めて各地区協等で御説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、ほかに、最適化活動の目標に関する意見がございましたら、お願いをいたします。

議案第 39 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

そのほかに何かございませんか。

3 番（井出茂康委員） 農地の転用の意見で、いろいろなところで「敷地内浸透」という文言があります。例えば駐車場にして、雨水の敷地内浸透処理という話で通っている、許可が出ているのだと思いますが、許可後に全部コンクリート敷きになって、サイドにマスがおかれていて、そこから水が溢れて出てくるような施工をされているところが見えたんですね。

そうなってくると、いろいろと危ないところとか、増水した水が一遍にそこ

に出てくるとかという可能性がありますので、何も言えないのはもちろん承知ですが、そこら辺を念押しておいていただかないと、全部コンクリート敷きにされてしまうと、それなりの面積のあるところで、傾斜の上からだと、本当に水の量がすごいので。

議長（齋藤義治委員） それでは、ただいま井出委員から、農地転用許可申請時は、浸透式の条件でやっているけれども、何年か、あるいは何日かたつと、全部コンクリートで覆ってしまって、その水が周りに全部流れるということで、もっと何か対策をやってもらいたいということですが、これは、事務局どうですか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） その事案につきましては、代理人を通じて、今こういう話になっているので、浸透処理できるような形で対応をお願いしたいということでは伝えてあります。

農業委員会としましては、正直なところ、完了報告が出てきてしまった後に、違う目的で使用されたりとか、計画と違う形で改良されたとしても、そこから指導をすることはなかなか難しいという現状はあります。

今の案件につきましては、道路部門のほうから指導あるいはお願いなのかわかりませんが、何かできないかということで投げかけをして、どこまでできるかわかりませんが、道路部門のほうで対応をするという回答はいただいております。

今後につきましては、たしかこの前、県域のほうで、転用目的とは違う使い方をされた場合に指導ができるような形で対応させてほしい、制度改正をしてほしいというような形で、たしか神奈川県に要望が出ていたと思いますので、その動向も見守っていきたいと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 今の説明でよろしいですか。

3 番（井出茂康委員） 転用目的とは、多分同じです、駐車場だとか資材置場という話にはなっているので、それは、そのような形で使うんだと思いますが、その水の流れてくる量が、もちろん転圧して、その敷地内浸透とは言いな

がら、そこであふれてくるのはわかります。わかりますが、全面コンクリートになって、雨水が流れてくると、敷地内浸透で砂利敷きのところで、一回しみ込んだのがあふれて流れてくると、一時の量は違うと思いましたので、それがいきなり通学路なり何なりに出てくると、結構危ないところもあるのではないかなと思ひまして質問をさせてもらいました。

議長（齋藤義治委員） もし敷地内浸透式を採用するようであつたら、農業委員会の意見として、これは浸透式ですから、将来的にもコンクリートは敷かないようにということで、意見としては出せますよね。

事務局（草柳真治主幹） 当然、農業委員会としては、計画どおりにやって、それが近隣の畑ないしは道路とかに影響がないような形で施工してくださいねという形で、計画どおりにやるのが当たり前ということでの指導という話になりますので、ただ、それが完了した後、間もなく計画と違う形で改良等がなされてしまった場合に、指導がなかなかできにくいという現状はありますが、今回、代理人を通じて指摘はさせていただきましたので、計画どおりにやっていただくような形で、事務局からは指導をしていきたいと思ひます。

議長（齋藤義治委員） それでよろしいですか。

3 番（井出茂康委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

吉原委員。

10 番（吉原 豊委員） 今の関連ですが、浸透式というのは、僕なんか、何とはなしに聞いていたけれども、あれは規格があるんですか。大きさが、例えば直径 1 m で 10 m の浸透式にきなさいとか、そういうのはないんですかね。

なぜかという、今の話ではないですが、水があふれたりしたときに、熱海の話ではないですけども、そこが崩れたらどうなるんですかという質問です。

議長（齋藤義治委員） 浸透式に関しては、これは建築基準法で決まっていますので、それ以上のことは、まして、この農業委員会は転用に関してのことですから、そういうふうな浸透式に関することは、具体的には建築指導課とか建築確認のほうで確認をしていますので、そこは間違いないと思ひますが、その辺はお願い

します。うちは、あくまでも転用ですからね。

事務局（草柳真治主幹） あと、1, 000 m²を超えるような転用の場合には、特定河川の区域の制限がありまして、これは県のほうで、その場合にはこういう水処理をなささい、というような指導があります。それは、うちでも案内をしています。

10番（吉原 豊委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 小林委員。

5番（小林正幸委員） 今の意見とはちょっと異なりますが、期限のことですけれども、田んぼの埋立ての件で、去年起きたことですが、御所見・遠藤地区、用田地区ですか、埋立ての工事が長引く、水田の方は知っていると思いますけれども、5月には工事も終わってもらわないと困るので、秋から工事をやりますと、その期限のことですけれども、これは、遠藤地区の田んぼをやっておられる方から、5月が終わっても工事が……、要は何を言いたいかというと、これから秋にかかって田んぼの埋立ての申請をされる方もいると思いますが、大抵、来年の4月までに終わるとか、期限が限られて許可を出すと思いますけれども、それで、一旦9月に許可を出して、田んぼが終わった時期に工事を、田んぼの刈り取りも終わってから工事に入りますと。

それで、結局、4月、5月で、実際にことしの5月に水がとまってしまったという方が遠藤地区にしまして、田んぼの田植えの時期におくれてしまったんですよ。だけれども、許可を出したのは、農業委員会、大体9月、10月にOKを出して工事に着工しますね。それで、4月、5月ぐらいに終わるということをお約束できますかと、これはできないんですよ、わからないんだから。ただ、工事業者は、農業委員会でOKが出たんだから、だけれど、工期というものもありまして、工期が本当に3月31日とかで終わってもらわないと、田んぼをやられる方が困ってしまうんですよ、水が来なくて、配水がうまくいかなくて。用田地区でありましたよね。

住んでいる人は遠藤の人だけれども、それで困ってしまって、水が、配水しないものだから、水がとまってしまって、それで、結局、ついこの間、ようや

く何とか田植えを終えたんですけれどもね。

要するに、農業委員会の地区協でOKを出して、それから工事が始まって、本当に3月31日という約束ができますかという、そういう事後のことですよ。そこら辺でいろいろ、終わった後の保障というか、OKを出した後に工事をやって、その後処理まで農業委員会でどこまで約束ができますかということ、ちょっと質問です。

議長（齋藤義治委員） わかりました。

一時転用の期間のことですけれども、それをもし延長した場合のことです。

その辺は事務局でどうですか

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 田んぼを畑に造成するときとかは、当然水利組合の同意を得てやってくださいと。その際には、水利組合のほうから、この期間は水を張ったりするからだめだよ、それ以外の時期でやってくださいよという話が当然来ますので、その中でおさまるように工事業者、あるいは申請者自体は土地所有者ということになってきますので、それを約束してもらってやることになります。

それで、今回の案件は、造成するところの隣の方、隣の土地の所有者の方との調整がうまく行っていなかった。同意書はもらっていたけれども、その辺の調整がうまくいっていなかったということだったわけですがけれども、うちのほうとしましても、ちゃんと水利組合ないしは近隣の方に影響がないような形で造成をしてくださいと、それについては徹底してくださいということで指導はしておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

議長（齋藤義治委員） そういうことで、一時転用を、今も言ったように、水利、水の関係で、水が来ないと田植えができないような状況になってしまうので、期間は、くれぐれもその期間内に終わるようにということは、事務局からも強く言っていただきたいと思います。

議長（齋藤義治委員） それが伸びたら、今度は逆に罰則がどうのこうのということはないわけでしょう。

閉会 午後 3 時 3 9 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）